

社会資本整備総合交付金（事後評価）

Pa18 子ども達が安心して通える

交通安全プログラムに基づく通学路整備



滋賀県土木交通部
道路整備課・道路保全課

◆ 滋賀県の道路整備方針

将来20年間の道路整備の基本方針

滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)

滋賀県基本構想の達成に向け『4つの政策目標』を掲げて道路整備を実施

1 県内産業の活性化と地域文化の交流	2 誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現	3 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造	4 地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出
-----------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------

具体化

◆ 地域ワーキング

県民アンケート 市町からの意見

内容

- ◇ 地域課題を抽出し、広く意見を伺う
- ◇ 客観的評価マニュアルに必要な「地域の重点項目」を選定
- ◇ 今後の道路整備についての「地域の声」とりまとめ

委員 有識者、公募委員、道路利用者、市町職員等

地域ワーキング	日程
第1回	平成29年 8月
第2回	平成29年 9~10月
第3回	平成29年 10~11月
第4回	平成29年 12月

◆ 客観的評価マニュアル(平成29年度一部改定)

改築事業 バイパス整備や現道拡幅など	5項目で評価	1. 必要性	2. 走行改善効果
交通安全事業(交差点改良) 右折レーンの延長や新設、交差点改良など	3. 進捗状況	4. 事業熟度	5. 地域特性 地域の重点項目
交通安全事業(歩道整備) 自転車歩行者道や歩道の新設・改良	5項目で評価	1. 計画の位置づけ	2. 道路利用状況等
	3. 必要性	4. 進捗状況	5. 事業熟度



将来10年間の道路整備計画 **滋賀県道路整備アクションプログラム 2018**

厳しい財政状況の中、「選択と集中」による重点化を図り、地域に真に必要な道路を優先して整備

◆滋賀県の道路整備方針

滋賀県道路整備アクションプログラム2018の概要

【改築事業】（99箇所）

宇治田原大石東線(龍門(新名神SIC)工区)

- 新名神高速道路(大津～城陽)の供用にあわせたスマートインターチェンジの整備



大津能登川長浜線(栗東・草津工区)

- 交通渋滞の緩和を目指し、国道1号(栗東水口道路I)と連携して、まちづくりの根幹となる道路ネットワークを構築



国道307号(長野バイパス工区)

- 市街地の渋滞解消と新名神高速道路 信楽インターチェンジへのアクセス改善



国道421号(佐目工区)

- 大型車のすれ違いが困難な道路の拡幅



木之本長浜線(森・祇園工区)

- 幅員が狭い箇所の整備および渋滞交差点の改良
- 通学路の安全確保のため、あわせて歩道を整備



五番領安井川線(安曇川工区)

- 幅員が狭く老朽化した橋梁の架けかえ
- JR安曇川駅へのアクセス改善



【交通安全事業（歩道整備、交差点改良）】 （89箇所）

川合千田線(千田工区)

- 通学路の安全確保のため、踏切前後の歩道を整備



【街路事業】（14箇所）

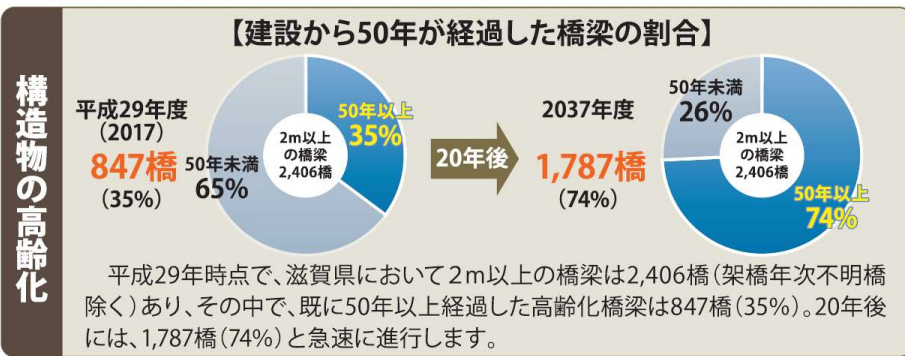
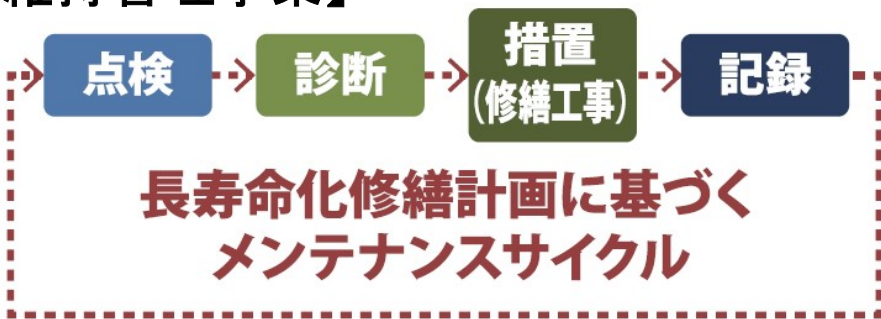
(都)原松原線(原・古沢工区)

- 交通渋滞の緩和を目指し、国道306号のバイパスを整備



◆滋賀県の道路整備方針

【維持管理事業】



※県内の全ての道路管理者で組織され、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的としています。

【自転車走行環境整備事業】



■**矢羽根型路面表示**

自転車の走行場所を確保しつつドライバーへの注意喚起を促すことができ、ビワイチ初心者でも青矢羽根をたどれば、迷わずに走ることができます。

■**自転車走行空間の確保**

限られた道路空間において、多くのサイクリストと歩行者や自動車が安全に道路を共有できるモデル整備に取り組みます。

◆滋賀県の道路整備方針（交付金制度の活用）

将来20年間における道路整備の基本方針

滋賀県道路整備マスタープラン

(H14策定→H23見直し)

- ① 県内産業の活性化と地域文化の交流
- ② 誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現
- ③ 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造
- ④ 地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出

具体化

将来10年間の道路整備計画

滋賀県道路整備 アクションプログラム

(H15策定、H19,H24,H29,R4に見直し)

透明性の確保、県民との約束

- 厳しい財政状況の中、「**選択と集中**」による**重点化を図り**、地域に**真に必要な道路を優先して整備**

※現アクションプログラムは、H30年度～R9年度の10年間の道路整備計画として、H30年.3月に策定。

活用

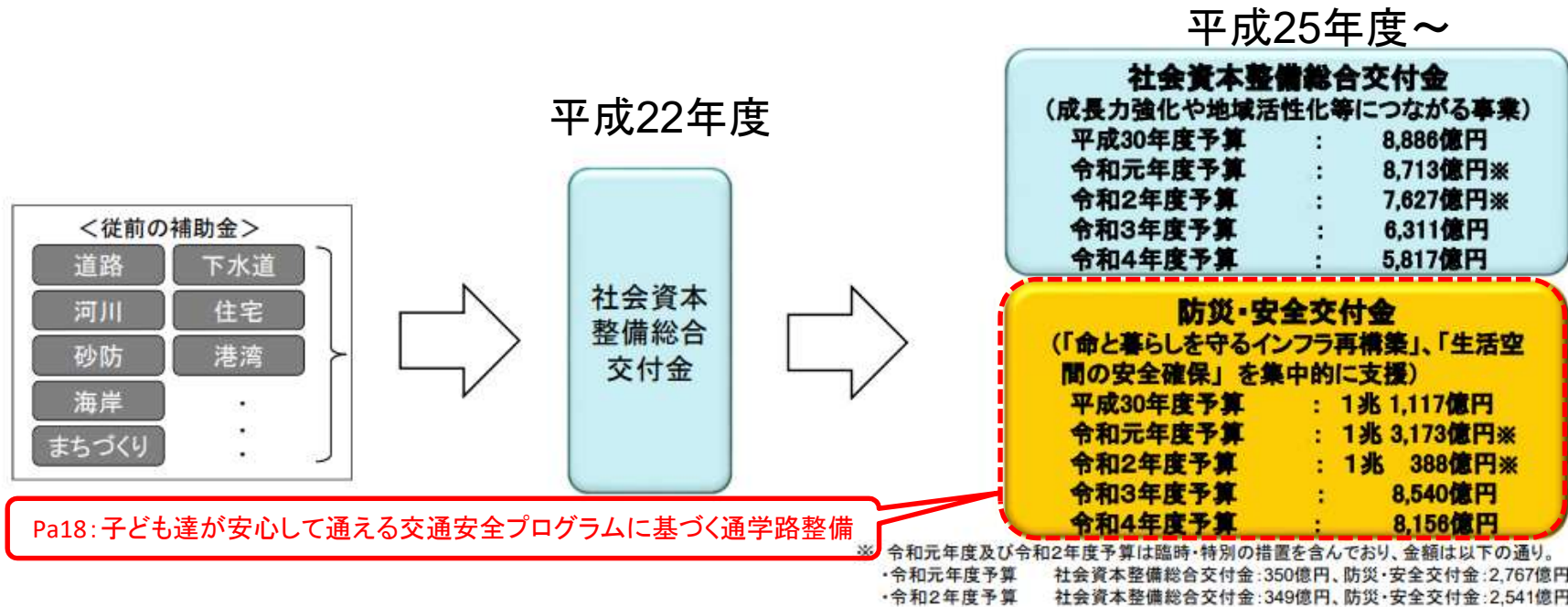
アクションプログラムに基づき計画的に事業を進めていくために

社会資本整備総合交付金

- 国土交通省が平成22年度に創設した交付金（地方公共団体向けの個別補助金を一本化し、地方公共団体の自由度を高めた交付金制度）

◆社会資本整備総合交付金の概要

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

◆社会資本整備総合交付金の概要

■社会資本整備総合交付金を受けるには

➡ 地方公共団体※1が目標※2や目標実現のための事業※3等を記載した『整備計画』を策定し、国に提出。毎年度、交付金の交付申請を行い、国が地方公共団体に交付金を交付。

※1 策定主体

単独の市町や県のみで策定することも、複数の事業主体が共同で策定することも可。

※2 整備計画の目標、評価指標

事業の実施によって実現しようとする整備計画の目標を設定。
整備計画の目標を定量化した評価指標を設定。

※3 事業

複数の事業で整備計画を構成。

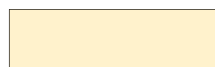


◆滋賀県の道路事業における交付金の整備計画

交付金名称	計画番号	計画名称	計画期間
防災・安全交付金	Pa18	子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備	H30～R4
社会資本整備総合交付金	Pa29	地域の交流と経済活動の活性化を支えるみちづくり	H31～R5
防災・安全交付金	Pa37	計画的な修繕および防災対策による 信頼性の高いみちづくり(法面・舗装・附属物等)	H30～R4
社会資本整備総合交付金	Pa54	霊峰伊吹山と天下分け目の武将の息吹を感じる、 岐阜・滋賀周遊観光振興による広域的地域活性化計画	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa54	霊峰伊吹山と天下分け目の武将の息吹を感じる、 岐阜・滋賀周遊観光振興による広域的地域活性化計画(重点③)	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa55	海山湖の魅力を地域活動と広域交通網で向上する 福井・滋賀広域観光活性化計画	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa56	京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する 自転車周遊による広域観光活性化計画	R3～R7
社会資本整備総合交付金	Pa57	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画	R3～R7
社会資本整備総合交付金	Pa57	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画(重点③)	R3～R7
防災・安全交付金	Pa77	世界に誇りうる「ビワイチ」の自転車通行空間整備(防災・安全)	R2～R6
社会資本整備総合交付金	Pa80	国土強靱化地域計画に基づく災害に強い道づくり(防災・安全)	R3～R7



: 評価対象



: 重点配分対象

◆事後評価の実施

滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

第3 中間評価および事後評価の内容

1 知事は、次に掲げる事項について中間評価を行うものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況

2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。

中間評価にて主要な事業を選定

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況
- (4) 主要な事業に関する次の事項

国道303号 弘川・蘭生工区を選定

- ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
- エ その他必要と考えられる事項

◆事業概要 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

事業主体 滋賀県、16市町（大津市、草津市、東近江市の市道整備は市単独で整備計画を策定）

事業期間 平成30年度～令和4年度（5年間）

事業数 138事業※（県：65事業、市町73事業） ※他交付金事業、補助事業へ移行したものは除く

目 標 ①文部科学省、国土交通省、警察庁が連携し推進している通学路交通安全プログラムに基づき、中高生の自転車通学および小学生の通学路の交通安全の確保を図る。
②踏切道改良促進法により指定を受けた踏切道の対策を実施し、安全で円滑な交通の確保を図る。

計画の成果目標

- ・通学路交通安全プログラムに基づく箇所の通学路安全対策率 70%
- ・踏切道改良促進法の指定を受けた踏切道の安全対策率 100%



通学路対策箇所



踏切道対策箇所

◆【目標①】

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

概要

- 通学路交通安全プログラムは各市町で策定する。
- 策定にあたっては、道路管理者や教育委員会、学校関係者、警察等で合同点検を実施し、対策内容を協議会等で合意形成を図る。

※プログラムに位置付けられている交通安全対策事業は、交付金の重点配分の対象となる。



滋賀県・14市町で138事業、**通学路安全対策箇所289箇所**に該当

長浜市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年1月 策定

長浜市通学路交通安全対策連絡会



合同点検の様子



交通安全対策協議会の様子

(参考)長浜市通学路交通安全プログラム

◆【目標②】

踏切道改良促進法により指定された踏切道における踏切対策

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

概要

○平成28年に改正された「踏切道改良促進法」に基づき、交通事故の防止および交通の円滑化に寄与する踏切道対策を実施する。

※法指定された踏切は交付金の重点配分の対象となる。

【法指定対象の踏切】

- ・開かずの踏切
 - ・自動車ボトルネック踏切
 - ・歩行者ボトルネック踏切
 - ・歩道が狭隘な踏切
 - ・通学路要対策踏切
- など



■指定数

- ・全国：1,180箇所
- ・滋賀県：12箇所
- うち、当該事業対策箇所数：**4箇所**（4事業※）



歩行者ボトルネック踏切イメージ



通学路要対策踏切イメージ

※4事業は通学路交通安全プログラムにも位置付け 12

◆要綱第3-2-(1) 事業の進捗状況 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



対策事業	事業数(a)	現時点の事業の状況 (R4年度末時点)		備考
		完了数(b)	進捗率 (b)/(a)	
合計	138事業	71事業	51%	
(内訳)				
①歩道整備	91事業	45事業	49%	
②バイパス整備	19事業	5事業	26%	
③簡易歩道整備	16事業	14事業	88%	グリーンベルト
④交差点改良	1事業	1事業	100%	
⑤その他	11事業	6事業	55%	防護柵設置 路肩拡幅 等

◆要綱第3-2-(2) 事業効果の発現状況 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

との ようか いち なかと はし
■ 路線名: 外八日市線 中戸橋

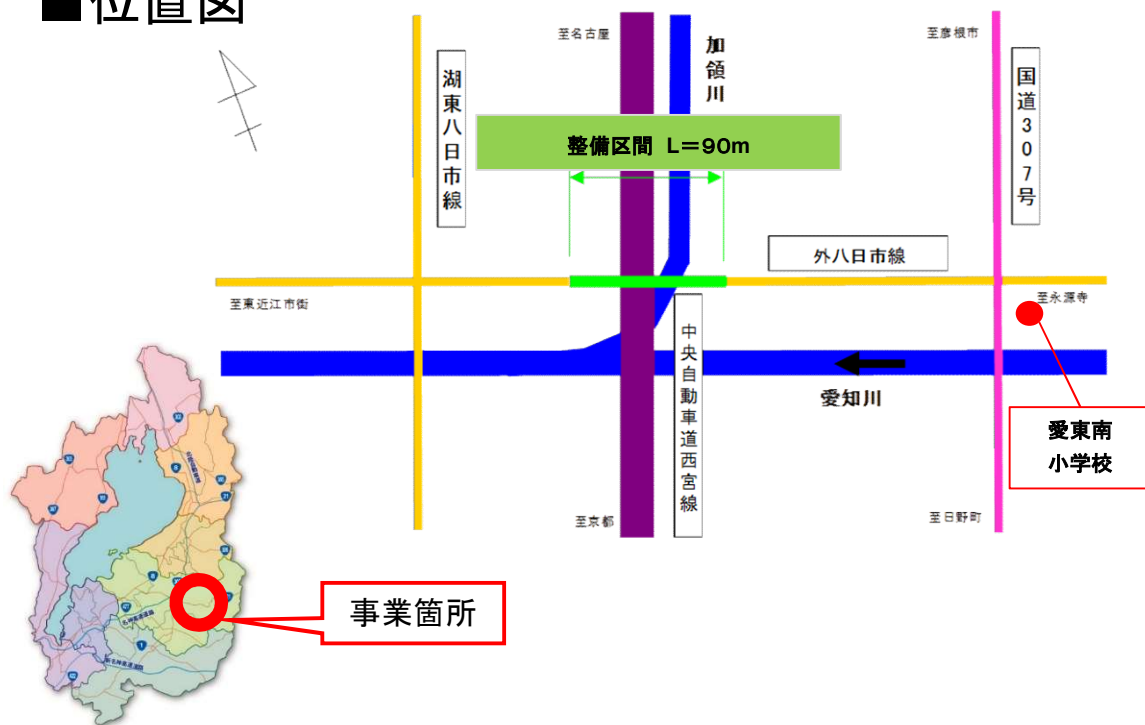
■ 整備箇所: 東近江市中戸町

■ 工期: H24~R3

■ 整備内容: 歩道橋整備

■ 事業延長: L=90 m

■ 位置図



■ 整備状況



整備前



整備後

◆要綱第3-2-(2) 事業効果の発現状況 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

さくらがわにし なかざいじ

- 路線名：桜川西中在寺線
- 整備箇所：東近江市桜川西町
- 工期：H28～R3
- 整備内容：歩道整備（踏切拡幅）
- 事業延長：L=120 m
- 位置図

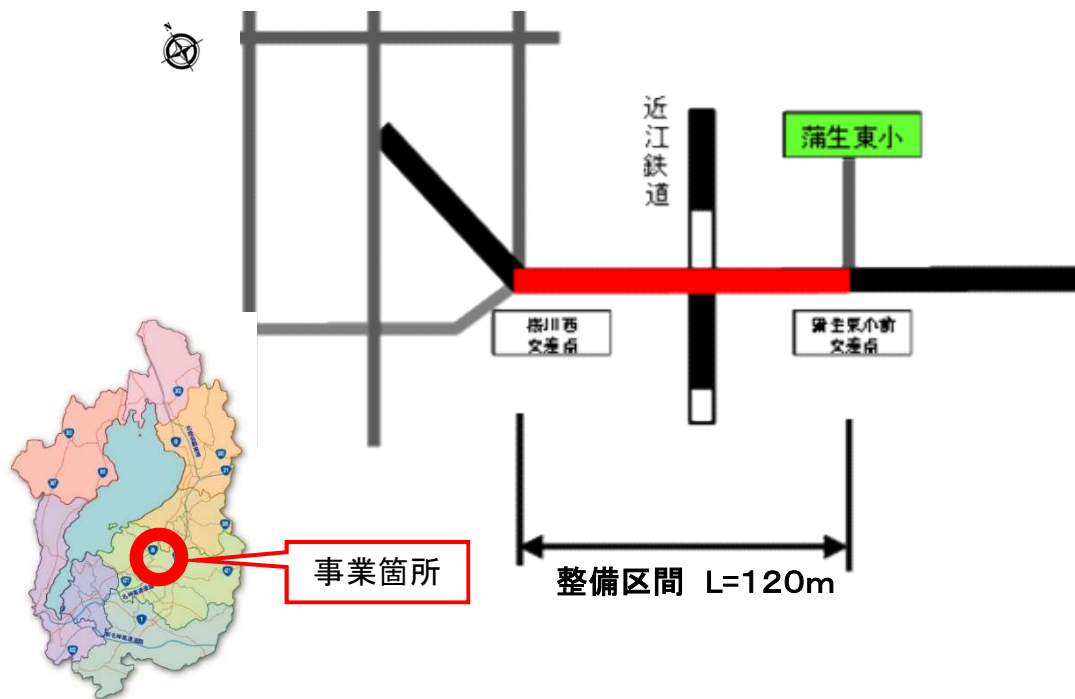
■ 整備状況



整備前



整備後



◆要綱第3-2-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa18



子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

■計画の成果目標

- ・通学路交通安全プログラムに基づく箇所^①の通学路安全対策率70%
- ・踏切道改良促進法の指定を受けた踏切道^②の安全対策率100%

■算定式

- ・通学路安全対策率(%) = 通学路安全対策済み箇所 / 通学路安全対策必要箇所
- ・踏切道安全対策率(%) = 踏切道改良促進法に基づく対策済踏切道数 / 踏切道改良促進法に基づく対策必要踏切道数

■計画の目標値および実績値

	通学路安全対策		踏切道安全対策	
	目標指標	対策率	目標指標	対策率
当初(H30)	0 %	—	0 %	—
中間年 (R2年度末)	35 %	44 %	35 %	80 %
最終年 (R4年度末)	70 %	70 %	100 %	100 %

対策済箇所 202箇所
対策目標箇所 289箇所

目標達成

対策済箇所 4箇所
対策目標箇所 4箇所

目標達成

◆要綱第3-2-(4)主要な事業について Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



要件

- ①計画最終年度(R4)において事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業
- ②計画最終年度(R4)において事業採択後10年以上経過し継続中の事業

※「事業採択」とは国庫補助事業については「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」、単独事業については、「詳細設計に着手した時点」

※「未着工の事業」とは「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」



中間評価時に選定

要件① : なし

要件② : 国道303号 弘川・藺生工区を選定

◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



1. 事業の概要

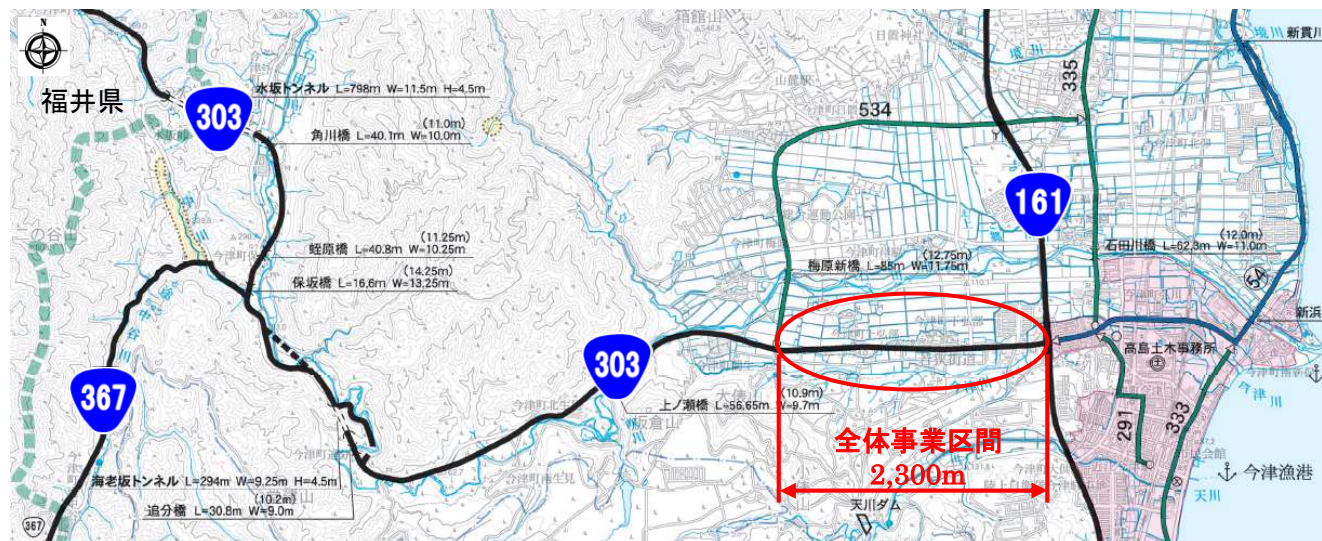
◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



国道303号 (弘川・藺生工区)

位置図



当路線の特徴

- ・国道303号は、滋賀県と福井県を結ぶ主要幹線道路
- ・大型車の混入率も高い路線であり、高島市今津町弘川地先から藺生地先の沿道には、人家が連担し、認定こども園も存在しており、地域の生活道路、また、通学路として利用されているが非常に危険な状態



◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



2. 事業の進捗状況

◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備

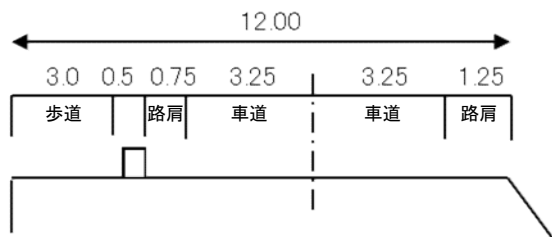


施工状況図(令和4年3月時点)

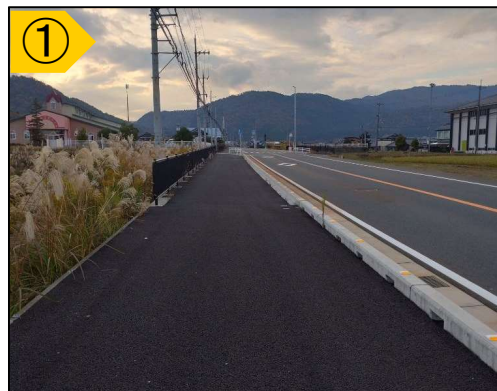
【平面図】



【標準断面図】



【完成区間状況】



◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



3. 今後の取組

◆国道303号 弘川・藺生工区 Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



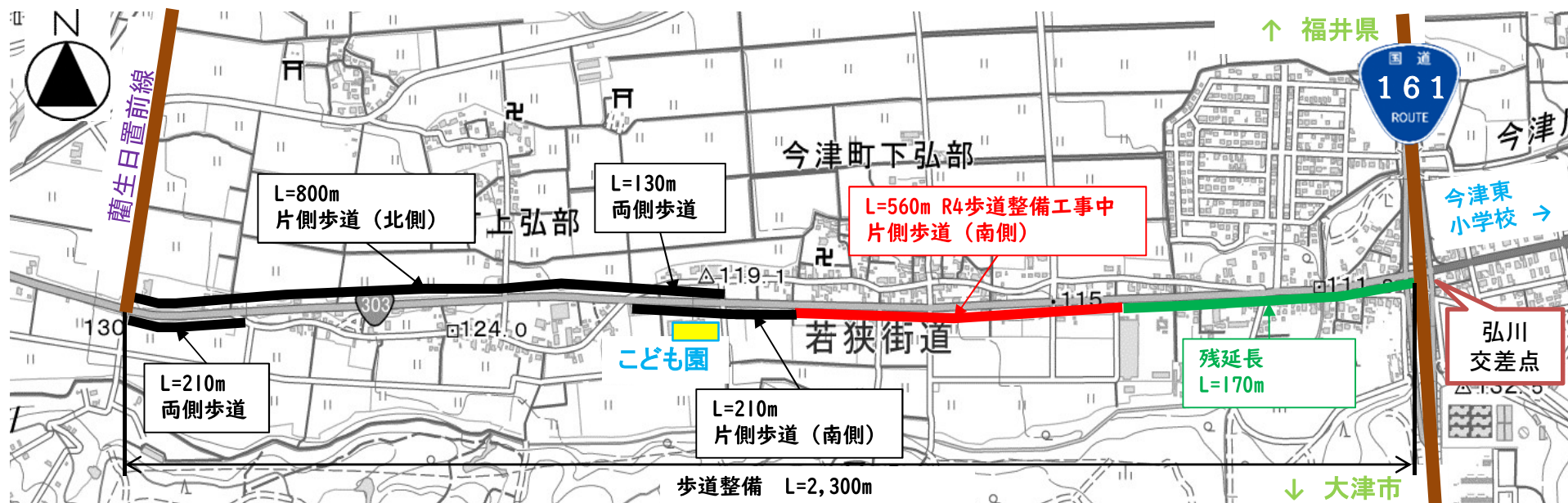
今後の取り組み

令和4年度

- 歩道整備工
- 舗装工

令和5年度以降

- 設計業務
- 用地買収
- 歩道整備工事



◆ まとめ Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



まとめ

◆事業評価まとめ Pa18

子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備



①事業の進捗状況

➡ 138事業の内、令和4年度末時点での完了事業は**71事業**である。

②事業効果の発現状況

➡ 県道外八日市線の歩道整備事業等、通学路安全対策必要箇所を解消することにより、**通学路の安全性が向上**している。

➡ 県道桜川西中在寺線の歩道整備(踏切拡幅)事業により、**通学路の安全性が向上**している。

③評価指標の目標値の実現状況

【通学路の安全対策実施率】

➡ 最終年目標値70%に対して、実績値は**70%を達成**

【踏切道の安全対策実施率】

➡ 最終年目標値100%に対して、実績値は**100%達成**

④主要な事業の選定

➡ **国道303号(弘川・藺生工区)**において、進捗状況の確認をおこなった。